

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

ページ

### 告 示

○宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務の委託	（管財課）	一
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	（農村整備課）	一
○平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部改正	（水産林政総務課）	二
○道路の区域変更（三件）	（道路課）	二
○道路の供用開始（三件）	（同）	三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（防災砂防課）	三
○急傾斜地崩壊危険区域の廃止	（同）	四
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（同）	五
○土砂災害警戒区域の指定	（同）	四
<b>公 告</b>		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（二件）	（情報政策課）	一四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（二件）	（警察本部会計課）	一五
<b>企 業 局</b>		
<b>教育委員会</b>		
○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程		一六
○宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程		一六

れる者であるものの勤務時間等に関する規程

○宮城県教育庁等会計年度任用職員服務規程

○職員の仕事の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令

### 監査委員

○宮城県監査委員監査基準の公表

### 公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

○火薬類取締法施行細則

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について

### 収用委員会

○一般国道三百九十八号雄勝1号事件公示送達

## 告 示

○宮城県告示第二百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県庁県民第一駐車場及び宮城県庁県民第二駐車場の使用に係る使用料の徴収事務を令和二年二月四日次のおり委託した。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

横浜市港北区菊名七丁目三番二十二号

アマノマネジメントサービス株式会社

二 委託期間

令和二年四月一日から令和七年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業気仙沼地区田の沢工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求を

することができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年三月三十日から令和二年四月二十七日まで

三 縦覧場所

気仙沼市役所

○宮城県告示第二百三十四号

平成十九年宮城県告示第三百十八号（漁業災害補償法に基づく漁業共済に係る加入区の設定）の一部を次のように改正し、令和二年三月二十七日から施行する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

法第百四条第二号に掲げる漁業の表石巻市区域（宮城県漁業協同組合の寄磯前網支所の地区）の項7中「小型定置漁業」の次に「又は小型合併漁業（主としてかこ漁を営む漁業）及び小型定置漁業を併せて営む漁業」を加え、同表石巻市区域（渡波漁船漁業協同組合の地区）の項を次のように改める。

石巻市区域 (渡波漁船漁業協同組合の地区)	1. 総トン数10トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業又は小型合併漁業（主として底びき網を営む漁業） 2. 総トン数20トン未満の漁船により行う漁業であつて、1に掲げる漁業及び棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業以外の漁業
--------------------------	---

○宮城県告示第二百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 一般国道  
二 路線名 三九八号  
三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
本吉郡南三陸町戸倉字小涼一〇七番一地从前 から 同郡同町戸倉字沖田三一番一地从前まで	二八・四〇 七〇・〇	二八・四〇 六二・六	六〇・二・五	六〇・二・五

○宮城県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道  
二 路線名 油島栗駒線  
三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
	前	後			
栗原市金成小迫要五一一番一地从前 から 同市金成小迫要四五番一地从前まで	一九・八〇 二六・一	一九・八〇 二六・一	五・二 六・五	八一・八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

○宮城県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清水浜志津川港線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考
本吉郡南三陸町志津川字大森一一七番一地从先から 同郡同町志津川字大森八九番三地从先まで		前 A	後 B	四・八〇	一〇〇	二二八・八	一〇四・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後 B	前 B	一三・三〇	二八・九〇	一〇四・〇		

○宮城県告示第二百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町戸倉字小涼一番一地从先から 同郡同町戸倉字沖田三三番一地从先まで	令和二年 三月二十七日

○宮城県告示第二百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	岩沼停車場線	岩沼市館下一丁目六一番五地从先から 同市館下二丁目六三番六地从先まで	令和二年 三月三十一日

○宮城県告示第二百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年三月二十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	清水浜志津川港線	本吉郡南三陸町志津川字大森一一七番一地从先から 同郡同町志津川字大森無番地先まで	令和二年 三月二十七日

○宮城県告示第二百四十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所において縦覧に供する。  
令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 羽黒町急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
石巻市		羽黒町二丁目		五十一番二号地先道路敷 五十一番三号 四十七番六十号	一号及び二号 三号 四号

羽黒町二丁目											穀町										
二十八番三号	二十八番二号	二十五番二十号	二十五番二十五号	二十五番二十二号	二十五番二十五号	二十五番二号	四十七番九十七号	四十七番九十六号	四十七番百二十八号	四十七番七十七号	四十七番七十九号	四十七番百七十九号	四十七番五十号	四十七番十一号	四十七番四十六号	四十七番百五十一号	四十七番八十五号	四十七番八十六号	四十七番百二号		
二十九号及び三十号	二十八号	二十七号	二十六号	二十五号	二十三号及び二十四号	二十二号	二十一号	十八号から二十号まで	十七号	十六号	十四号及び十五号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	七号及び八号	六号	五号		

○宮城県告示第二百四十二号  
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規

郡市		町村区		大字		字		地番		標柱番号	
石巻市		北上町		長尾		下沢		五番一号		一号及び二号	
						下沢		五番二号		三号	
						東前		七番二号		四号	
						下沢		七番一号		五号	
						松崎		五十二番一号		六号	
								五十二番二号		七号	
								七番二号		八号	
								百四番		九号	
								三番一号地先水路敷		十号及び十一号	
								四番		十二号	
								五番一号		十三号	
								八番二号		十四号	
								五番一号			

二 下沢急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

四十七番三号	三十一号
四十七番二号	三十二号及び三十三号
五十一番三号	三十四号から三十七号まで

定により指定した次の急傾斜地崩壊危険区域を廃止する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所において縦覧に供する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 羽黒町急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
石巻市		羽黒町二丁目		四十七番十号 五十一番二号 四十七番十一号 百四十三番二号	一号 二号 四号 三号

二 下沢急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号
石巻市	北上町	長尾	下沢	五番一号 七番二号 五十二番三号 五十二番一号 二番一号	一号及び二号 三号 四号 五号 六号 七号

下沢	六番	水路敷	百四番	十号	九号	八号
----	----	-----	-----	----	----	----

○宮城県告示第二百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
轟沢一	土石流	大崎市岩出山字轟、字下金沢（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
轟沢一2	土石流	大崎市岩出山字轟（次の図のとおり）		
轟沢	土石流	大崎市岩出山字轟、字下金沢（次の図のとおり）		
轟沢	土石流	大崎市岩出山字轟、字下金沢（次の図のとおり）		
轟沢	土石流	大崎市岩出山字轟、字下金沢（次の図のとおり）		
大学沢一1	土石流	大崎市岩出山字大学町、字蛭沢（次の図のとおり）		
大学沢一2	土石流	大崎市岩出山字大学町、字蛭沢（次の図のとおり）		
蛭沢	土石流	大崎市岩出山字蛭沢（次の図のとおり）		
待井東二の沢	土石流	大崎市岩出山池月字鷺目待井東（次の図のとおり）		
待井東沢	土石流	大崎市岩出山池月字鷺目待井東（次の図のとおり）		

六田向沢	日向北沢	仲居沢1-2	仲居沢1-1	大森沢	小倉沢1-2	小倉沢1-1	脇屋敷沢	折居沢	菅生沢	日渡沢	山谷南沢	山谷北沢	根岸前沢	2 庄司館沢1	1 庄司館沢1	日影沢	館山沢1-2	館山沢1-1	原東沢	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
大崎市岩出山下字下真山六田向(次の図のとおり)	大崎市岩出山下字上真山日向北沢(次の図のとおり)	大崎市岩出山下字上真山仲居(次の図のとおり)	大崎市岩出山下字上真山仲居(次の図のとおり)	大崎市岩出山下字上真山大森(次の図のとおり)	大崎市岩出山下字上真山小倉(次の図のとおり)	大崎市岩出山下字上真山小倉、字上真山一本橋(次の図のとおり)	大崎市岩出山下字磯田脇屋敷(次の図のとおり)	大崎市岩出山下字磯田折居沢(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字上一栗菅生(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字上一栗日渡(次の図のとおり)	大崎市岩出山下野目字山谷(次の図のとおり)	大崎市岩出山下野目字山谷(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字上宮根岸前、字上宮土屋ヶ沢、字上宮日早(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字上宮庄司館(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字上宮庄司館(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字日影、字賜目館山(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字賜目館山(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字賜目館山(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字賜目原東、字賜目小森、字賜目小森山(次の図のとおり)	

南山	上真山下外道	下宮山	丸山	泉山	上金沢の1	大学町の5	大学町の4	上野目	片岸浦	下一栗	菅生	宿	岩下	大沢2	大沢1	2 杉山沢2-1	1 杉山沢2-1	杉山沢1	三十刈沢	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
大崎市岩出山下野目字南山、字上丸山(次の図のとおり)	大崎市岩出山下字上真山下外道(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字下宮山(次の図のとおり)	大崎市岩出山下丸山(次の図のとおり)	大崎市岩出山下野目字泉山、字新土屋坂(次の図のとおり)	大崎市岩出山下上金沢(次の図のとおり)	大崎市岩出山下大学町(次の図のとおり)	大崎市岩出山下大学町(次の図のとおり)	大崎市岩出山下野目字上太鼓師山(次の図のとおり)	大崎市岩出山下片岸浦(次の図のとおり)	大崎市岩出山下一栗字宿(次の図のとおり)	大崎市岩出山下一栗字菅生(次の図のとおり)	大崎市岩出山下一栗字宿(次の図のとおり)	大崎市岩出山下池月字上一栗岩下(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字田部堂二(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字清水ヶ入一(次の図のとおり)	大崎市田尻大貫字杉山、字又平壇(次の図のとおり)	大崎市田尻大貫字杉山、字又平壇(次の図のとおり)	大崎市田尻大貫字杉山、字又平壇(次の図のとおり)	大崎市岩出山下真山三十刈(次の図のとおり)	

加護峯山2	油坂の2	加護峯山1	引地西	諏訪	羽黒の2	羽黒の1	窪	館ノ内	姥沢	一ノ坪	柳堤	間久田	倉沢	二枚橋1-2	二枚橋1-1	皷沢	内ノ目の3	内ノ目の2	内ノ目
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
大崎市田尻大沢字加護峯山(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字油坂(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字加護峯山(次の図のとおり)	大崎市田尻大貫字引地西(次の図のとおり)	大崎市田尻諏訪峠字諏訪(次の図のとおり)	大崎市古川小野字羽黒(次の図のとおり)	大崎市古川小野字羽黒(次の図のとおり)	大崎市古川小野字八日町、字窪(次の図のとおり)	大崎市古川小野字館ノ内(次の図のとおり)	大崎市古川小野字姥沢(次の図のとおり)	大崎市古川小野字一ノ坪、字上一ノ坪(次の図のとおり)	大崎市古川北宮沢字柳堤、字一本松(次の図のとおり)	大崎市古川雨生沢字間久田(次の図のとおり)	大崎市古川雨生沢字倉沢(次の図のとおり)	大崎市古川北宮沢字新二枚橋(次の図のとおり)	大崎市古川北宮沢字二枚橋(次の図のとおり)	大崎市古川雨生沢字皷沢(次の図のとおり)	大崎市古川清滝字内ノ目(次の図のとおり)	大崎市古川清滝字内ノ目(次の図のとおり)	大崎市古川清滝字内ノ目(次の図のとおり)

荒屋敷前	大道測	三合田前	細田	広表前	太子堂下	清水沢	二反目沢	中町沢	三合田前沢	洪取	上蝦沢	樋ノ脇	荒町	柳沢北	大沢	2	田部堂一の	田部堂二	辰沢二	加護峯山3
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
富谷市石積荒屋敷前(次の図のとおり)	富谷市石積大道測(次の図のとおり)	富谷市石積三合田前(次の図のとおり)	富谷市石積細田(次の図のとおり)	富谷市石積広表前(次の図のとおり)	富谷市三ノ関太子堂下(次の図のとおり)	富谷市一ノ関清水沢、清水ヶ沢山、西川原山(次の図のとおり)	富谷市明石二反目、杉ノ入(次の図のとおり)	富谷市石積中町(次の図のとおり)	富谷市石積三合田前(次の図のとおり)	大崎市田尻小塩字洪取(次の図のとおり)	大崎市古川小野字上蝦沢(次の図のとおり)	大崎市古川清滝字樋ノ脇(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字荒町、字泉ヶ崎二(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字柳沢北(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字夫ヶ入(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字田部堂一(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字岩ヶ前二、字田部堂二(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字田部堂一、字辰沢二(次の図のとおり)	大崎市田尻大沢字加護峯山(次の図のとおり)	

次の図のとおり

宮城県土木部  
防砂防台及  
仙土務事

和合田二番の3	和合田二番の2	漆穂三番の2	漆穂三番の1	間渡三番	佐野二番	佐野一番	間渡一番の2	間渡一番の1	袋一番	松木沢	鍛冶ヶ沢	坂ノ下の2	坂ノ下の1	ひより台一丁目	松貝	荒屋敷前	勝負沢	瀬戸ノ沢	堂ヶ沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
富谷市大亀和合田二番、和合田一番(次の図のとおり)	富谷市大亀和合田二番(次の図のとおり)	富谷市大亀漆穂三番(次の図のとおり)	富谷市大亀漆穂三番(次の図のとおり)	富谷市大亀間渡三番(次の図のとおり)	富谷市大亀佐野二番(次の図のとおり)	富谷市大亀佐野一番(次の図のとおり)	富谷市大亀間渡一番(次の図のとおり)	富谷市大亀間渡一番(次の図のとおり)	富谷市大亀袋一番(次の図のとおり)	富谷市今泉松木沢(次の図のとおり)	富谷市今泉鍛冶ヶ沢(次の図のとおり)	富谷市今泉坂ノ下、新坂ノ下(次の図のとおり)	富谷市今泉坂ノ下、稲荷下(次の図のとおり)	富谷市ひより台一丁目、一ノ関川又山(次の図のとおり)	富谷市石積松貝(次の図のとおり)	富谷市石積荒屋敷前(次の図のとおり)	富谷市石積勝負沢(次の図のとおり)	富谷市穀田瀬戸ノ沢(次の図のとおり)	富谷市石積堂ヶ沢(次の図のとおり)

長原	芳ノ沢	白久保	煤懸の2	南田	松沢	後藤	芳ノ沢の3	芳ノ沢の1	白久保の1	榴沢東	砂子田三番の1	石ノ沢一番	宮ノ沢三番	明ヶ沢	根崎沢	土屋沢の2	土屋沢の1	白鳥	和合田一番
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
黒川郡大和町小野字長原、字蛇石、字長嶋(次の図のとおり)	黒川郡大和町小野字芳ノ沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町小野字白久保、字頼政(次の図のとおり)	黒川郡大和町小野字煤懸、宮床字四辻(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字南田、字車沢西、字車沢東、字栃木沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町小野字松沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町小野字後藤、字白久保(次の図のとおり)	黒川郡大和町小野字芳ノ沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町小野字芳ノ沢(次の図のとおり)	黒川郡大和町小野字白久保(次の図のとおり)	黒川郡大和町鶴巣太田字榴沢東(次の図のとおり)	黒川郡大和町鶴巣幕柳字石ノ沢三番(次の図のとおり)	黒川郡大和町鶴巣幕柳字石ノ沢一番(次の図のとおり)	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字宮ノ沢三番(次の図のとおり)	黒川郡大和町吉田字明ヶ沢(次の図のとおり)	富谷市富谷根崎沢(次の図のとおり)	富谷市穀田土屋沢、瀬戸ノ沢(次の図のとおり)	富谷市穀田土屋沢(次の図のとおり)	富谷市西成田白鳥(次の図のとおり)	富谷市大亀和合田一番(次の図のとおり)

高山の2	四月田	浜屋敷	向田	影田	金色	白坂	向山	大日堂	観音堂	峯	土浜の2	立花	上ノ山の2	角力田	字津野一番	石ノ沢二番	山岸の2	山岸の1
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城郡七ヶ浜町花測浜字高山、字新五 月田(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町花測浜字安場、字観音 堂(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町花測浜字上ノ山(次の 図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字向田、字新 南待田、吉田浜字神明(次の図のと おり)	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字影田、字八 ヶ森(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町花測浜字金色(次の図 のとおり)	宮城郡七ヶ浜町花測浜字白坂、字新五 月田(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町花測浜字上清水沢、字 向山(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町花測浜字大日堂(次の 図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町花測浜字観音堂、字新 三月田、字藤ヶ沢(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字峯(次の図 のとおり)	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字土浜(次の 図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字立花、字影 田、字北待田(次の図のとおり)	宮城郡七ヶ浜町吉田浜字浜屋敷、字上 ノ台、花測浜字上ノ山(次の図のと おり)	黒川郡大和町鶴巣太田字砂子沢(次の 図のとおり)	黒川郡大和町鶴巣柳字津野一番、 字石ノ沢四番(次の図のとおり)	黒川郡大和町鶴巣山二番(次の図のと おり)	黒川郡大和町小野字山岸、字森合(次 の図のとおり)	黒川郡大和町小野字山岸(次の図のと おり)

清水坂の3	清水坂の2	清水坂の1	飯野坂七丁目	大沢	大沢中沢	棟沢3	棟沢2	棟沢1	南山沢	石御山沢	中沢前沢	西真坂沢2	西真坂沢1	長畑沢3	西樽水沢3	西樽水沢2	西樽水沢1	薬師沢	朝町沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
名取市愛島小豆島字清水坂(次の図の とおり)	名取市愛島小豆島字清水坂(次の図の とおり)	名取市愛島小豆島字清水坂(次の図の とおり)	名取市飯野坂七丁目(次の図のと おり)	名取市高館熊野堂字大沢(次の図の とおり)	名取市高館熊野堂字大沢中(次の図の とおり)	名取市高館熊野堂字棟沢(次の図の とおり)	名取市高館熊野堂字棟沢(次の図の とおり)	名取市高館熊野堂字棟沢(次の図の とおり)	名取市高館熊野堂字中沢南山(次の図 のとおり)	名取市高館熊野堂字中沢南山(次の図 のとおり)	名取市高館熊野堂字中沢前(次の図の とおり)	名取市高館吉田字西真坂(次の図の とおり)	名取市高館吉田字西真坂(次の図の とおり)	名取市高館川上字長畑(次の図のと おり)	名取市高館川上字西樽水(次の図の とおり)	名取市高館川上字西樽水(次の図の とおり)	名取市高館川上字西樽水(次の図の とおり)	名取市高館川上字薬師(次の図のと おり)	名取市高館川上字朝町(次の図のと おり)

鈴ヶ森の5	鈴ヶ森の4	鈴ヶ森の3	鈴ヶ森の2	鈴ヶ森の1	南中峯	東中峯の2	東中峯の1	二ツ森	上北沢	北沢	南北沢	東国見	諏訪前	切通	上柳沢の3	上柳沢の2	上柳沢の1	島	清水坂の4
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
名取市愛島笠島字鈴ヶ森（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字鈴ヶ森（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字鈴ヶ森（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字鈴ヶ森（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字鈴ヶ森（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字南中峯（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字東中峯（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字東中峯（次の図のとおり）	名取市愛島北目字二ツ森（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字上北沢（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字北沢（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字南北沢（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字東国見（次の図のとおり）	名取市愛島北目字諏訪前（次の図のとおり）	名取市愛島北目字切通（次の図のとおり）	名取市愛島北目字上柳沢（次の図のとおり）	名取市愛島北目字上柳沢、柳沢（次の図のとおり）	名取市愛島北目字上柳沢（次の図のとおり）	名取市愛島小豆島字島（次の図のとおり）	名取市愛島小豆島字清水坂（次の図のとおり）

大門山	飯野坂六丁目	太夫	石畑山	大沢の2	大沢の1	みどり台一丁目	岩口下	那智が丘	吉田西真坂の2	吉田西真坂の1	朝町	西樽水	高館川上薬師	中薬師の2	中薬師の1	北野	西滝沢の2	西滝沢の1	愛島塩手岩沢	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
名取市高館熊野堂字大門山、那智が丘一丁目（次の図のとおり）	名取市飯野坂六丁目、飯野坂五丁目（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字太夫（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字石畑山（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字大沢（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字大沢中（次の図のとおり）	名取市みどり台一丁目、ゆりが丘四丁目（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字岩口下（次の図のとおり）	名取市那智が丘三丁目（次の図のとおり）	名取市高館吉田字西真坂（次の図のとおり）	名取市高館吉田字西真坂（次の図のとおり）	名取市高館川上字朝町（次の図のとおり）	名取市高館川上字西樽水（次の図のとおり）	名取市高館川上字薬師（次の図のとおり）	名取市高館川上字薬師（次の図のとおり）	名取市高館川上字薬師（次の図のとおり）	名取市高館川上字北野（次の図のとおり）	名取市愛島塩手字北野（次の図のとおり）	名取市愛島塩手字西滝沢（次の図のとおり）	名取市愛島塩手字西滝沢（次の図のとおり）	名取市愛島塩手字岩沢（次の図のとおり）

檀山沢	明神二沢	東沢	南台	上南沢の2	上南沢の1	中南沢	鈴ヶ森の3	鈴ヶ森の2	鈴ヶ森の1	中ノ沢	長畑の2	長畑の1	西真坂の3	西真坂の2	西真坂の1	大門山	余方下東	余方中東	太夫
土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城郡松島町核渡戸字檀山（次の図のとおり）	宮城郡松島町高城字明神二（次の図のとおり）	宮城郡松島町根廻字根崎山神（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字東南台（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字上南沢（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字上南沢（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字中南沢（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字下南沢（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字鈴ヶ森（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字鈴ヶ森（次の図のとおり）	名取市愛島笠島字中ノ沢（次の図のとおり）	名取市高館川上字長畑（次の図のとおり）	名取市高館川上字長畑（次の図のとおり）	名取市高館吉田字西真坂（次の図のとおり）	名取市高館吉田字西真坂（次の図のとおり）	名取市高館吉田字西真坂（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字大門山、岩口上（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字余方下東（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字余方中東（次の図のとおり）	名取市高館熊野堂字太夫（次の図のとおり）

古浦の2	大日向の5	荒田の2	長根沢	釜沢	狐入	中沢	左坂の3	左坂の2	後浦の1	元手樽	柿ノ浦	松本沢1-2	松本沢1-1	2 泉ヶ原沢1	1 泉ヶ原沢1	十文字沢	蒲ヶ沢	高清水沢	南檀山沢
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
宮城郡松島町手樽字荒田、字大日向（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字大日向（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字荒田（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字長根沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字釜沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字狐入（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字中沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字左坂（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字左坂（次の図のとおり）	宮城郡松島町竹谷字後浦（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字元手樽（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字柿ノ浦、字早川東（次の図のとおり）	宮城郡松島町初原字松本（次の図のとおり）	宮城郡松島町初原字松本（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字地蔵、字泉ヶ原（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字地蔵、字泉ヶ原（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字十文字（次の図のとおり）	宮城郡松島町核渡戸字蒲ヶ沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町核渡戸字高清水（次の図のとおり）	宮城郡松島町核渡戸字檀山、字中島（次の図のとおり）

左坂の2	左坂の1	馬籠一	高清水の1	貝殻塚の2	猪里沢の2	猪里沢の1	名籠	中町	梅ヶ沢の2	梅ヶ沢の1	大蓬沢	六合沢	小屋崎	餅田の2	餅田の1	蔵田	広浦の3	広浦の2	広浦の1	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城県松島町手樽字狐入（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字左坂（次の図のとおり）	宮城県松島町磯崎字馬籠一（次の図のとおり）	宮城県松島町桜渡戸字高清水（次の図のとおり）	宮城県松島町竹谷字貝殻塚（次の図のとおり）	宮城県松島町竹谷字猪里沢（次の図のとおり）	宮城県松島町竹谷字猪里沢（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字名籠（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字中町、字銭神（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字梅ヶ沢（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字梅ヶ沢（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字銭神（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字新田（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字小屋崎（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字餅田（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字餅田（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字蔵田（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字広浦（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字広浦（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字広浦（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字広浦（次の図のとおり）

地蔵の2	地蔵の1	大菅の2	大菅の1	鷹薮	八幡の3	八幡の2	細山崎	後沢の4	後沢の3	片蓋の2	片蓋の1	検行の2	検行の1	七十里	餅田の3	餅田の2	餅田の1	早川東	左坂の3	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城県松島町幡谷字地蔵、字泉ヶ原（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字地蔵（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字大菅（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字大菅、字明神（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字鷹薮、字郷清水（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字細八幡、字地蔵（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字八幡（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字細山崎（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字後沢、字沼田（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字沼田（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字片蓋（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字片蓋（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字蝦穴、字吉崎（次の図のとおり）	宮城県松島町幡谷字蝦穴（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字七十里（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字広浦（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字餅田、蔵田（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字餅田（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字柿ノ浦（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字左坂（次の図のとおり）	宮城県松島町手樽字左坂（次の図のとおり）

的場の1	金井神	十文字	鴻ノ巣	山神の2	渡戸の2	山崎の3	山崎の2	境	山神の1	芋沢の4	芋沢の3	芋沢の2	宮田前の2	宮田前の1	沢乙	原ヶ沢の2	原ヶ沢の1	泉ヶ原
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
宮城郡松島町初原字的場（次の図のとおり）	宮城郡松島町初原字金井神（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字十文字（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字鴻ノ巣（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字瀧ノ入、字前ノ沢、字山神（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字渡戸、字境（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字山崎（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字山崎、字渡戸、字前ノ沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字境（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字山神（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字芋沢、竹谷字前浦、竹谷字後蒲岡下（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字芋沢、北小泉字新芋沢、竹谷字鳶ヶ沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字芋沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字芋沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町北小泉字宮田前、竹谷字後沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字沢乙（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字原ヶ沢、字泉ヶ原（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字原ヶ沢、字泉ヶ原（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字泉ヶ原（次の図のとおり）

3 郷清水山の急傾斜地の崩壊	2 郷清水山の急傾斜地の崩壊	1 郷清水山の急傾斜地の崩壊	土屋沢の急傾斜地の崩壊	大菅の急傾斜地の崩壊	八幡の急傾斜地の崩壊	出石の急傾斜地の崩壊	木戸の急傾斜地の崩壊	東原の急傾斜地の崩壊	動伝一の3の急傾斜地の崩壊	動伝一の2の急傾斜地の崩壊	動伝一の1の急傾斜地の崩壊	反町二の急傾斜地の崩壊	茨崎の3の急傾斜地の崩壊	初原の1の急傾斜地の崩壊	欠田の急傾斜地の崩壊	宮下の1の急傾斜地の崩壊	松本の急傾斜地の崩壊	的場の2の急傾斜地の崩壊
宮城郡松島町幡谷字沢乙、字大鳥帽子（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字郷清水、字沢乙、字大鳥帽子（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字郷清水、字郷清水山、字沢乙、字大鳥帽子（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字土屋沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字大菅（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字曲沢、字曲田、字千刈田（次の図のとおり）	宮城郡松島町幡谷字出石、字丸竹前、字沼田、黒川郡大郷町不來内字南一本松山、字東沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町磯崎字木戸、字新浜（次の図のとおり）	宮城郡松島町磯崎字釜、字木戸、字東原（次の図のとおり）	宮城郡松島町高城字動伝一、字動伝二（次の図のとおり）	宮城郡松島町高城字動伝一、字動伝二（次の図のとおり）	宮城郡松島町高城字動伝一、字動伝二、字動伝三（次の図のとおり）	宮城郡松島町高城字動伝一、字反町三、字三居山一（次の図のとおり）	宮城郡松島町手樽字茨崎（次の図のとおり）	宮城郡松島町初原字樋田、字樋ノ沢（次の図のとおり）	宮城郡松島町初原字欠田（次の図のとおり）	宮城郡松島町初原字宮下（次の図のとおり）	宮城郡松島町初原字松本（次の図のとおり）	宮城郡松島町初原字的場、字宮下（次の図のとおり）

白鷺	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町北小泉字宮田前、竹谷字新藤ノ巻(次の図のとおり)
肥泉	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町北小泉字要害、字肥泉、字清水沢(次の図のとおり)
朴沢	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町北小泉字十文字、字瀧ノ入(次の図のとおり)
十文字の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町北小泉字十文字(次の図のとおり)
十文字の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町北小泉字十文字(次の図のとおり)
十文字の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町北小泉字十文字(次の図のとおり)
居網二の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町高城字居網二、字白坂(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第二百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
下一栗沢3	土石流	大崎市岩出山下一栗字宿(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
下太鼓師沢	土石流	大崎市岩出山上野目字下太鼓師(次の図のとおり)	
山谷沢	土石流	大崎市岩出山上野目字山谷(次の図のとおり)	
中屋敷沢	土石流	大崎市岩出山字葛岡中屋敷(次の図のとおり)	
六田北の沢	土石流	大崎市岩出山字上真山六田(次の図のとおり)	
六田沢	土石流	大崎市岩出山字上真山六田(次の図のとおり)	

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

日向堂の沢	土石流	大崎市岩出山字上真山日向堂の沢(次の図のとおり)	
六田沢	土石流	大崎市岩出山字下真山六田(次の図のとおり)	
千石	地すべり	大崎市松山千石字大樺(次の図のとおり)	
西原	地すべり	大崎市鳴子温泉字西原(次の図のとおり)	
南原2	地すべり	大崎市鳴子温泉字南原(次の図のとおり)	
南原1	地すべり	大崎市鳴子温泉字南原(次の図のとおり)	
漆穂三番沢	土石流	富谷市大亀漆穂三番、漆穂一番、和合田一番(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
嘉太神	地すべり	黒川郡大和町吉田字沢渡北、字沢渡南、字新沢渡南(次の図のとおり)	
種沢	地すべり	黒川郡大和町吉田字欠入西、字種沢、字松場(次の図のとおり)	
升沢	地すべり	黒川郡大和町吉田字欠入西、字種ノ下、字榊沢、字松場(次の図のとおり)	
五月田	急傾斜地の崩壊	宮城県七ヶ浜町花測浜字五月田(次の図のとおり)	
紫原沢	土石流	宮城県松島町桜渡戸字紫原(次の図のとおり)	
中沢	土石流	宮城県松島町手樽字中沢、字馬立(次の図のとおり)	
夕陽が丘	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町磯崎字夕陽が丘、字菱又、字長田(次の図のとおり)	

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 基幹業務システム開発等業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青

業区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年三月十一日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一番一号

五 落札金額 十一億八千万円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月二十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 文書管理システム開発等業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年三月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社日立製作所東北支社 仙台市青葉区一番町四丁目一番二十五号

五 落札金額 六千五百二十四万二千元

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月二十四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 共通管理システム等運用保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年三月十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 四千三百四十八万五千七百五十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和二年三月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察総合捜査管理システム運用保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 令和二年三月十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 日本電気株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 契約金額 三千七十二万三千元

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第二号該当

### 企業局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年三月二十七日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 水道用ポリ塩化アルミニウム（単価契約）

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 企業局公営事業課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年三月十三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 東北化学薬品株式会社仙台支店 黒川郡大和町吉岡東三丁目七番地の十四

五 落札金額 一万七千八百九十円（一トン当たり）

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年一月三十一日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第二号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮城県条例第四十八号。以下「条例」という。)第十五条及び職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号。以下「退職手当条例」という。)第二十一条の規定に基づき、会計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。)のうち同法第五十七條に規定する単純な労務に雇用される者であるもの(以下「職員」という。)の給与に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(給料表)

第二条 給料表は、単純勞務職員の給与に關する規程(昭和三十三年宮城県訓令甲第二十六号)別表第一に定める給料表(以下単に「給料表」という。)を準用する。

(職務の級)

第三条 職員の職務は、給料表の適用を受ける者との權衡を考慮して前條の規定により準用する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第一の会計年度任用職員級別標準職務表に定めるとおりとする。

(初任給等の基準)

第四条 職員の職務の級は、前條に定めるところに従い決定する。  
2 新たに第二條の規定により準用する給料表の適用を受ける職員となつた者の号俸は、別表第二の初任給基準表により決定する。

3 人事委員会規則七百四十(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に關する規則)第十四條及び第十六條の規定は、職員の職務の級を初任給基準表に定める職務の級よりも上位の級に決定する場

合の号俸及び号俸の上限について準用する。この場合において、同規則第十四條第一項中「別表第六」とあるのは「宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な勞務に雇用される者であるものの給与に關する規程(令和二年宮城県教育委員会訓令甲第二号)別表第三」と、同規則第十六條中「別表第七」とあるのは「宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な勞務に雇用される者であるものの給与に關する規程別表第四」と読み替へるものとする。

(特殊勤務手当)

第五條 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一 船舶乗組手当

二 夜間課程勤務手当

2 前項の特殊勤務手当の支給については、条例第四條第二項及び第七條第二項の規定により準用する職員の給与に關する条例(昭和三十三年宮城県条例第二十九号)第四條第一項に規定する給料表の適用を受ける者(以下「一般会計年度任用職員」という。)の例による。

(退職手当以外の給与)

第六條 この訓令に定めるもののほか、退職手当以外の給与については、一般会計年度任用職員の例による。

2 前項の規定により期末手当の額を算出する場合において、別表第五の職務の級欄に掲げる職務の級の区分に応じ同表の職員欄に掲げる職員については、条例第四條第十一項の規定によりその例によることとされる職員の給与に關する条例第十九條第四項の規定による合計額に、給料の月額(一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である者については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第十條第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。)の例により計算した額とする。)及びこれに対する地域手当の月額の合計額に当該職員に係る同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額を加算した額を同条例第十九條第二項の期末手当基礎額とする。

(退職手当)

第七條 退職手当については、退職手当条例第二條第一項に規定する職員の例による。この場合において、人事委員会規則七一二(退職手当の支給)第六條の五中「別表イ又はロ」とあるのは、「宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な勞務に雇用される者であるものの給与に關する規程(令和二年宮城県教育委員会訓令甲第二号)別表第六」と読み替へるものとする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一（第三条関係）

会計年度任用職員級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
一級	定型的又は補助的な業務を行う職務
二級	技能又は経験を必要とする業務を行う職務
三級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
四級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
五級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務

別表第二（第四条関係）

初任給基準表

学歴免許等	初 任 給
	一級一号俸

備考 初任給は、教育委員会内の他の職員との均衡を考慮して本表の号俸の範囲内で決定するものとする。ただし、その号俸によることが著しく不相当と認められたときは、この限りでない。

別表第三 (第四条関係)

上位級決定時号俸対応表

採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸				採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸				採用の日の前日に受けていた号俸	上位級の号俸			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	51	15	39	23	25	101	55	65	67	39
2	1	1	1	1	52	16	40	24	26	102	55	65	67	
3	1	1	1	1	53	17	41	25	26	103	56	65	68	
4	1	1	1	1	54	18	42	26	26	104	56	65	68	
5	1	1	1	1	55	19	43	27	27	105	56	65	69	
6	1	1	1	1	56	20	44	28	27	106	56	66	70	
7	1	1	1	1	57	21	45	29	27	107	57	66	71	
8	1	1	1	1	58	22	45	30	28	108	57	66	72	
9	1	1	1	1	59	23	46	31	28	109	57	66	73	
10	1	2	1	1	60	24	46	32	28	110	57	66	73	
11	1	3	1	1	61	25	47	33	29	111	58	67	74	
12	1	4	1	1	62	26	47	34	29	112	58	67	74	
13	1	5	1	1	63	27	48	35	30	113	58	67	75	
14	1	6	1	1	64	28	48	36	30	114	58	67	75	
15	1	7	1	1	65	29	49	37	31	115	59	67	76	
16	1	8	1	1	66	30	50	38	31	116	59	68	76	
17	1	9	1	1	67	31	51	39	32	117	59	68	76	
18	1	10	1	2	68	32	52	40	32	118	59	68	76	
19	1	11	1	3	69	33	53	41	33	119	60	68	76	
20	1	12	1	4	70	34	53	42	33	120	60	68	76	
21	1	13	1	5	71	35	54	43	33	121	61	68	76	
22	1	14	1	6	72	36	54	44	34	122		69	76	
23	1	15	1	7	73	37	55	45	34	123		69	76	
24	1	16	1	8	74	38	55	46	34	124		69	76	
25	1	17	1	9	75	39	56	47	35	125		69	76	
26	1	18	1	10	76	40	56	48	35	126		69	76	
27	1	19	1	11	77	41	57	49	35	127		69	76	
28	1	20	1	12	78	42	57	50	36	128		70	76	
29	1	21	1	13	79	43	57	51	36	129		70	76	
30	1	21	2	13	80	44	58	52	36	130		70	76	
31	1	22	3	14	81	45	58	53	37	131		70	76	
32	1	22	4	14	82	45	58	54	37	132		70	76	
33	1	23	5	15	83	46	59	55	37	133		70	76	
34	1	23	6	15	84	46	59	56	37	134		71		
35	1	24	7	16	85	47	59	57	37	135		71		
36	1	24	8	16	86	47	60	58	37	136		71		
37	1	25	9	17	87	48	60	59	37	137		71		
38	2	26	10	17	88	48	60	60	38					
39	3	27	11	18	89	49	61	61	38					
40	4	28	12	18	90	49	61	61	38					
41	5	29	13	19	91	50	61	62	38					
42	6	30	14	19	92	50	62	62	38					
43	7	31	15	20	93	51	62	63	38					
44	8	32	16	20	94	51	62	63	38					
45	9	33	17	21	95	52	63	64	39					
46	10	34	18	22	96	52	63	64	39					
47	11	35	19	23	97	53	63	65	39					
48	12	36	20	24	98	53	64	65	39					
49	13	37	21	25	99	54	64	66	39					
50	14	38	22	25	100	54	64	66	39					

備考 この表の上位級の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者の決定された職務の級を示す。

別表第四（第四条関係）

号奉決定上限表

職務の級	上 限
1級	37号奉
2級	13号奉
3級	17号奉
4級	13号奉
5級	13号奉

別表第五（第六条関係）

級別加算割合表

職務の級	職 員	割 合
三級又は四級	経験年数が十九年（新高三卒）以上の職員	百分の五
五級	全職員	百分の十

備考 職員欄の経験年数に付された括弧内に定める学歴区分（人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）別表第二に定める学歴区分をいう。）以外の学歴免許等の資格を有する職員については、同規則別表第四の修学年数欄に掲げる年数に応じ、経験年数の調整を行うものとする。

別表第六（第七条関係）

令和二年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第八号区分	令和二年四月一日以後の給料表においてその属する職務の級が五級であった者
第九号区分	令和二年四月一日以後の給料表においてその属する職務の級が三級及び四級であった者のうち、別表第五の適用があったもの

第十号区分

第八号区分及び第九号区分のいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

○宮城県教育委員会訓令甲第三号

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの勤務時間等に関する規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの勤務時間等に関する規程

（目的）

第一条 この訓令は、宮城県教育委員会に属する会計年度任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。）のうち同法第五十七條に規定する単純な労務に雇用される者であるもの（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（準用）

第二条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、宮城県教育委員会に属する単純労働職員の勤務時間等に関する規程（令和元年宮城県教育委員会訓令甲第五号）第二条及び第三条の規定を準用する。この場合において、同訓令第二条中「職員の例」とあるのは「非常勤職員（地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十八條第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五條の規定により採用された職員を除く。）の例」と、同訓令第三条第一項中「年次有給休暇（前条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十四條第一項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十二條第一項の規定により与えられたものをいう。）」とあるのは「年次有給休暇」と、「前条の規定によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十四條第三項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第十二條第三項の規定により」とあるのは「職員の請求する時季に」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

宮城県教育庁等会計年度任用職員服務規程を次のように定める。

令和二年三月二十七日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

宮城県教育庁等会計年度任用職員服務規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、本庁、地方機関及び教育機関（学校を除く。以下同じ。）に勤務する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十条の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間及びその勤務時間中に置く休憩時間は、本庁にあっては所属の課室長、地方機関及び教育機関にあっては当該機関の長（以下「所属長」という。）が別に定める。

(勤務時間等の変更)

第三条 所属長は、職務の遂行上特に必要がある場合において、前条の規定による勤務時間の割振り又は休憩時間を臨時に変更するときは、勤務条件通知書に定める範囲内で行うことができる。

(出勤)

第四条 職員は、出勤したときは直ちに出勤簿に自ら押印し、又は出勤簿に代わるものとして教育長が別に定めるものに押印に相当する手続をしなければならない。

2 前項の出勤簿の様式については、宮城県教育庁等職員服務規程（昭和三十九年宮城県教育委員会訓令甲第一号）第八条に定める出勤簿を準用する。

(職務専念義務の免除)

第五条 職員が職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年宮城県条例第八号）第二条又は法第五十五条第八項の規定により職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ所属長を経由して教育長に申請しなければならない。

(営利企業等への従事)

第六条 法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員は、法第三十八條第一項の規定により営利企業等に従事するための許可を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ所属長を経由して教育長に申請しなければならない。

2 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員が営利企業等に従事しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ所属長を経由して教育長に届け出なければならない。

(教育に関する兼職等)

第七条 職員は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第十七条第一項の規定により教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する事業若しくは事務に従事しようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ所属長を経由して教育長に申請しなければならない。

(非常勤の消防団員との兼職)

第八条 職員は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成二十五年法律第一百十号）第十条第一項の規定により報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求めるときは、別に定めるところにより、あらかじめ所属長を経由して教育長に請求しなければならない。

(勤務上の心得)

第九条 職員は、勤務時間中に勤務場所を離れようとするときは、上司の承認を受けるなど、常に自己の所在を明らかにするよう心がけなければならない。

2 職員は、上司の許可を得ることなしに、文書を庁外に持ち出し、若しくは他に提示し、又はその内容を他に告知してはならない。

3 職員は出張を命ぜられ、用務を終えて帰庁したときは、速やかに復命書を作成して旅行命令権者に提出しなければならない。ただし、当該出張が軽易なものである場合又は法令等により定められている報告書等を作成した場合は、口頭による復命に代えることができる。

4 前項の復命書の様式については、宮城県教育庁等職員服務規程第九条に定める復命書を準用する。

(退庁)

第十条 職員は、終業時刻には、上司の命令がない限り、文書を整理するなど、所要の処置をとり、速やかに退庁しなければならない。

(着任)

第十一条 新たに採用された職員は、その通知を受けた日から七日以内に着任しなければならない。ただし、やむを得ない事由により所属長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(事務の引継)

第十二条 職員は、休職、退職等の場合には、その担任意務を速やかに上司の指名する職員に文書によって引き継ぎ、その旨を上司に報告しなければならない。

(履歴事項異動届)

第十三条 職員は、本籍、現住所、氏名、資格その他の履歴事項（任命、給与等の発令事項を除く。）に関して異動を生じたときは、別に定めるところにより、所属長を経由して総務課長に提出しなけ

ればならない。

(非常の際の措置)

第十四条 職員は、庁舎及びその周辺に火災その他非常事態が発生したときは、直ちに臨機の措置をとるとともに、上司の指揮に従わなければならない。

(その他)

第十五条 この訓令に定めるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会訓令甲第五号

職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十七日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部を改正する訓令

職員の服務の宣誓に関する取扱規程(昭和二十六年宮城県教育委員会訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。以下同じ。)及び臨時的に任用される職員については、当該職員が勤務する本庁の課室、地方機関及び教育機関の長に対して宣誓するものとする。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員及び臨時的に任用される職員が署名押印した宣誓書の保管については、別に定める。

第四条の次に次の一条を加える。

(その他)

第五条 この規程に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

### 監 査 委 員 会

○宮城県監査委員会告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第108条の4第1項及び第2項の規定に基づき定めた宮城県監査委員監査基準について、同条第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和2年3月27日

宮城県監査委員 本 木 忠 一  
宮城県監査委員 大 田 稔 郎  
宮城県監査委員 石 森 健 二  
宮城県監査委員 成 田 由 加里

### 公 安 委 員 会

○宮城県公安委員会規則第2号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

宮城県公安委員会長 庭野 賀津子

警察署の下部機構に関する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

別表第1 (第3条関係)

別表第1 (第3条関係)

交番の名称及び位置

交番の名称及び位置

警察署名	名 称	位 置
石巻警察署	女川交番	(略)
		牡鹿郡女川町女川浜字 大原1番地 の25 S G 10街区1画 地
(略)	(略)	(略)

警察署名	名 称	位 置
石巻警察署	女川交番	(略)
		牡鹿郡女川町女川一丁 田1番地3
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第3条関係) 駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
佐沼警察署	新田駐在所	登米市追町 新田字狼ノ 欠31番地17
		(略)
(略)		
南三陸警察署	歌津駐在所	本吉郡南三 陸町歌津字 伊里前89番 地10
		(略)

別表第2 (第3条関係) 駐在所の名称及び位置

警察署名	名称	位置
佐沼警察署	新田駐在所	登米市追町 新田字狼ノ 欠31番地14
		(略)
(略)		
南三陸警察署	歌津駐在所	本吉郡南三 陸町歌津字 柳沢39番地 6
		(略)

別表第3 (略)  
別表第4 (第4条関係)  
仙台中警察署～仙台北警察署 (略)  
仙台東警察署

名称	受持区域
(略)	仙台市宮城野区のうち 岩切(引目)、栄一丁目 から栄五丁目まで、白鳥 一丁目、白鳥二丁目、高 砂一丁目、高砂二丁目、 田子一丁目から田子三丁 目まで、田子、田子西一 丁目から田子西三丁目ま で、鶴巻一丁目、鶴巻二 丁目、中野(北上及び高 橋前)、福住町、福田町 一丁目から福田町四丁目 まで、福田町南一丁目、

別表第3 (略)  
別表第4 (第4条関係)  
仙台中警察署～仙台北警察署 (略)  
仙台東警察署

名称	受持区域
(略)	仙台市宮城野区のうち 岩切(引目)、栄一丁目 から栄五丁目まで、高 砂一丁目、高砂二丁目、 田子一丁目から田子三丁 目まで、田子、田子西一 丁目から田子西三丁目ま で、鶴巻一丁目、鶴巻二 丁目、中野(北上及び高 橋前)、福住町、福田町 一丁目から福田町四丁目 まで、福田町南一丁目、

福田町南二丁目、福室一  
丁目から福室七丁目ま  
で、福室(県道前、境四  
番)

仙台市宮城野区のうち  
出花一丁目から出花三丁  
目まで、蒲生一丁目、蒲  
生二丁目、蒲生(町、屋  
敷、西屋敷添、東屋敷添、  
荒田、北荒田、山神、北  
中河原(七北田川の北側  
の地域)、北下河原及び  
二本木(県道塩釜亘理線  
の東側の地域)、白鳥一  
丁目、白鳥二丁目、仙台  
港北一丁目、仙台港北二  
丁目、中野一丁目から中  
野五丁目まで、中野(北  
上及び高橋前を除く。)、  
港一丁目から港五丁目ま  
で

泉警察署・若林警察署 (略)  
塩釜警察署

名称	受持区域
(略)	宮城郡利府町のうち 青葉台一丁目から青葉台 三丁目まで、青山一丁目 から青山四丁目まで、赤 沼、春日、加瀬、沢乙、 沢乙東、しらかし台一丁 目からしらかし台六丁目 まで、 、中央 一丁目から中央三丁目ま で、花園一丁目から花園

福田町南二丁目、福室一  
丁目から福室七丁目ま  
で、福室(県道前、境四  
番)

仙台市宮城野区のうち  
出花一丁目から出花三丁  
目まで、蒲生一丁目、蒲  
生二丁目、蒲生(町、屋  
敷、西屋敷添、東屋敷添、  
荒田、北荒田、山神、北  
中河原(七北田川の北側  
の地域)、北下河原及び  
二本木(県道塩釜亘理線  
の東側の地域)、白鳥一  
丁目、白鳥二丁目、仙台  
港北一丁目、仙台港北二  
丁目、中野一丁目から中  
野五丁目まで、中野(北  
上及び高橋前を除く。)、  
港一丁目から港五丁目ま  
で

泉警察署・若林警察署 (略)  
塩釜警察署

名称	受持区域
(略)	宮城郡利府町のうち 青葉台一丁目から青葉台 三丁目まで、青山一丁目 から青山四丁目まで、赤 沼、春日、加瀬、沢乙、 沢乙東、しらかし台一丁 目からしらかし台六丁目 まで、新中道一丁目から 新中道三丁目まで、中央 一丁目から中央三丁目ま で、花園一丁目から花園

高砂交番

高砂交番

利府交番

利府交番

三丁目まで、葉山一丁目、葉山二丁目、皆の丘、森郷、利府 (略)	三丁目まで、葉山一丁目、葉山二丁目、皆の丘、森郷、利府 (略)
岩沼警察署～亘理警察署 (略)	岩沼警察署～亘理警察署 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第1の改正規定及び別表第4の改正規定は公布の日から、別表第2佐沼警察署の項の改正規定は令和2年4月6日から、別表第2南三陸警察署の項の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第3号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第11条第2項第1号オ中「道路使用許可を得て行う自転車競技等のイベントに参加中の」を削る。  
第34条第2項の表中

3 原付講習
4 運転免許証更新時講習（運転者特定任意講習を含む。）
5 違反者講習
6 臨時高齢者講習

を

3 運転免許証更新時講習（運転者特定任意講習を含む。）
4 違反者講習
5 臨時高齢者講習

に、

1 原付講習
2 運転免許証更新時講習

を

運転免許証更新時講習
------------

に、

7 大型旅客車講習
8 中型旅客車講習
9 普通旅客車講習
10 応急救護処置講習（一）
11 応急救護処置講習（二）
12 高齢者講習
13 チャレンジ講習
14 簡易講習
15 シニア運転者講習

を

7 原付講習
8 大型旅客車講習
9 中型旅客車講習
10 普通旅客車講習
11 応急救護処置講習（一）
12 応急救護処置講習（二）
13 高齢者講習
14 チャレンジ講習
15 簡易講習
16 シニア運転者講習

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

路 線 名	区 間
東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から栗原市金成片馬合手納地内岩手県境まで
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字右橋地内山形県境まで
常磐自動車道	亘理郡山元町坂元字館野丙21番7先から亘理郡亘理町遠隈中泉字新田39番1先まで
一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで

一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から 栗原市志波姫堀口沖408番1先まで
一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 亶沼市藤波二丁目7番1先まで
一般国道6号複線 (38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から 亶理郡山元町大平字新平98番3先まで
一般国道6号複線 (仙台東部道路)	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二本木26番1先から 仙台市太白区茂庭字人來田中67番1先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2先から 本吉郡南三陸町戸倉字坂石44番1先まで
一般国道45号	本吉郡南三陸町志津川字十日町1番先から 気仙沼市東八幡前160番1地先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	気仙沼市唐桑町字境10番地先から 気仙沼市唐桑町字竹の和37番4地先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字柳田15番1先から 気仙沼市本吉町卯名沢240番3先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	気仙沼市本吉町津谷長根86番3先から 気仙沼市赤岩港168番17先まで
一般国道47号	気仙沼市唐桑町釜石下120番1先岩手県境まで 気仙沼市唐桑町釜石下120番1先山形県境まで
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 富谷市富谷源内63番8先まで
一般国道48号	仙台市青葉区郷六字長原20番地先まで 仙台市青葉区作並字長原20番地先まで
一般国道108号	石巻市須江字寺前89番1地先から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
一般国道108号 (古川東バイパス)	大崎市古川鶴ヶ崎字新江南20番2先から 大崎市古川鶴ヶ崎字新江内1番先まで
一般国道108号	大崎市鳴子温泉字古戸前80番地先から 大崎市鳴子温泉字古戸前80番地先から 大崎市鳴子温泉字古戸前80番地先から 大崎市鳴子温泉字古戸前80番地先から
一般国道108号	石巻市舊平一丁目23番6地先から 石巻市蛇田字蕨線37番1地先まで

一般国道115号相馬福島道路 (東北中央自動車道)	伊具郡丸森町筆甫字下南山20番1先から 伊具郡丸森町筆甫字下南山26番1先まで
一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から 仙台市太白区陣沼字赤石山2番40先まで
一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原真山115番1先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
一般国道398号	登米市道町北方字谷地前181番1地先から 栗原市若柳字川南新田東519番1地先まで
主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から 黒川郡大和町落合舞野字涉戸東955番3先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西20番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西8番2先から 黒川郡大和町吉岡字志田町30番3先まで
主要地方道塩釜吉岡線	塩釜市大日向町135番6地先から 宮城郡利府町利府字新大谷地30番3地先まで
主要地方道仙台北松島線	宮城郡利府町利谷沢字館ノ内2番2先から 宮城郡松島町根廻字柳田15番1先まで
主要地方道仙台北松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴巣北目大崎字吉原河洲66番2先から 宮城郡松島町初原字原1番10先まで
主要地方道塩釜亶理線	黒川郡大和町吉岡東一丁目1番10地先から 黒川郡大和町吉岡東三丁目2番15地先まで
主要地方道塩釜亶理線	多賀城市町前三丁目5番1先から 多賀城市町前一丁目186番地先まで
主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野四丁目6番先から 仙台市宮城野区中野四丁目3番1先まで
主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
主要地方道塩釜亶理線	名取市関上一丁目無番地先から 名取市下野郷字新田1番2先まで
主要地方道塩釜亶理線	亶理郡亶理町荒浜字篠子橋6番1先から 亶理郡亶理町字日館61番21先まで

主要地方道塩釜巨理線	仙台市宮城野区仙台北一丁目2番6地先から 仙台市宮城野区仙台北一丁目3番3地先まで
主要地方道塩釜巨理線	名取市牛野字内滝204番1地先から 名取市杉ヶ袋字横手254番1地先まで
主要地方道塩釜港線	塩籠市港町一丁目75番地先から 塩籠市港町二丁目127番地先まで
主要地方道塩釜港線	塩籠市貞山通二丁目57番6地先から 塩籠市港町二丁目335番1地先まで
主要地方道巨理大河原川崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
主要地方道石巻鹿島台大衡線	黒川郡大衡村駒場字中堀244番地先から 黒川郡大衡村駒場字中堀242番地先まで
主要地方道仙台空港港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市植松字新橋105番1先まで
主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目75番地先から 塩籠市港町一丁目75番地先まで
主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北麓ヶ懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
主要地方道泉塩釜線	塩籠市東玉川町26番地先から 塩籠市東玉川町32番地先まで
主要地方道築船登米線	栗原市築館字椋沢後沢道北6番1地先から 栗原市若柳字川南新田東519番1地先まで
主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合松坂字庚申28番1先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢3番3地先から 黒川郡大和町落合松坂字庚申28番1先まで
主要地方道仙台北三本木線	黒川郡大衡村駒場字上推路29番7地先から 大崎市三本木新町一丁目23番2地先まで
主要地方道大衡港合線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩籠市芦畔町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町蓮山四丁目12番195先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市柴四丁目13番3先まで
一般県道岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで

一般県道閑上港線	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から 仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1先まで
一般県道大和幡谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑15番2先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1先まで
一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
一般県道石巻港イソター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反谷地50番1先まで
一般県道石巻港イソター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字南三225番1地先まで
一般県道石巻港イソター線	東松島市赤井字八反谷地69番2地先から 東松島市赤井字南三225番1地先まで
一般県道泉ヶ丘熊ヶ根線	仙台市泉区明通四丁目1番1先から 仙台市泉区七北田字大沢大ヶ沢17番先まで
一般県道巨理イソター線	巨理郡巨理町隈中泉字大原236番地先から 巨理郡巨理町隈中泉字北新丁20番2先まで
一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町神谷沢字化糞坂66番1先から 宮城郡利府町神谷沢字化糞坂66番1先まで
一般県道仙台名取線	名取市植松字人生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
一般県道石巻女川イソター線	石巻市蛇田字東道下28番1地先から 石巻市蛇田字東道147番地先まで
市道定禪寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先から
市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
市道元寺小路福室線 (その4)	仙台市宮城野区扇巻一丁目5番1先から 仙台市宮城野区扇巻一丁目1022番12先まで
市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字泉道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苦竹三丁目5番4先まで

市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番7号先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21号先まで
市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1号先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9号先まで
市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町二丁目3番8号先から 仙台市宮城野区日の出町二丁目3番8号先まで
市道西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1号先(北西角)から 仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1号先(南西角)まで
市道扇町23号線	仙台市宮城野区扇町六丁目2番10号地先から 仙台市宮城野区扇町六丁目2番13号地先まで
市道扇町25号線	仙台市宮城野区扇町六丁目1番1号地先から 仙台市宮城野区扇町七丁目3番14号地先まで
市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6号先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1号先まで
市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁目の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁目の目東町5番15号先(南東角)まで
市道原町岡田(その2)線	仙台市若林区卸町五丁目2番13号地先から 仙台市若林区卸町五丁目3番8号地先まで
市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1号先から 仙台市太白区長町三丁目2番2号先まで
市道長町2号線	仙台市太白区雄野二丁目20番1号先から 仙台市太白区長町七丁目201番23号先まで
市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1号先から 仙台市太白区長町三丁目2番2号先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区郡山四丁目156番1号先まで 仙台市太白区郡山二丁目522番1号先から
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区郡山四丁目156番1号先まで 仙台市太白区郡山二丁目522番1号先から
市道荒巻大和町線	仙台市泉区明通三丁目51番37号先から 仙台市泉区明通四丁目1番1号先まで
市道南錦町東玉川町線	塩竈市南錦町149番6号地先から 塩竈市東玉川町26番地先まで
市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目226番2号先から 多賀城市桜木三丁目226番2号先まで
市道工場街路一号線	多賀城市明月二丁目105番1号地先から 多賀城市宮内二丁目1119番3号地先まで
市道工場街路二号線	多賀城市明月二丁目118番2号地先から 多賀城市宮内二丁目118番2号地先まで
市道工場街路三号線	多賀城市宮内二丁目116番地先から 多賀城市宮内二丁目115番1号地先まで

市道工場街路四号線	多賀城市明月三丁目112番1号地先から 多賀城市明月三丁目42番地先まで
市道工場街路五号線	多賀城市宮内二丁目57番地先から 多賀城市宮内二丁目117番地先まで
市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番号先から 岩沼市下野郷字釜藤曾根71番1号先まで
市道西大町線	岩沼市館下二丁目25番15号先から 岩沼市吹上二丁目15番1号先まで
市道二野倉工業団地1号線	岩沼市押分字須加原129番1号先から 岩沼市押分字須加原129番1号先まで
市道二野倉工業団地2号線	岩沼市押分字須加原129番1号先から 岩沼市押分字須加原122番1号先まで
市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1号先から 岩沼市押分字新大同422番1号先まで
市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1号先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1号先まで
市道矢野目相野釜線	岩沼市下野郷字釜沼6番8号先から 岩沼市空港南四丁目2番2号先まで
市道空港三軒茶屋線	岩沼市空港南四丁目2番2号先から 岩沼市下野郷字新相野各地1番1号先まで
市道駅前8号線	大崎市古川駅前大通一丁目553番地先から 大崎市古川駅前大通二丁目198番地先まで
市道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎50番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑70番1号先まで
市道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐1番2号地先から 柴田郡村田町大字菅生字下倉26番地先まで
市道山下大沢線	黒川郡大和町テクノビルズ1番号先から 黒川郡大和町小野字明通8番4号先まで
市道松坂平1号線	黒川郡大和町松坂平三丁目1番地先から 黒川郡大和町松坂平八丁目3番8号地先まで
市道松坂平2号線	黒川郡大和町松坂平二丁目2番地先から 黒川郡大和町松坂平二丁目8番地先まで
市道味明雄子喰線	黒川郡大郷町羽生字高屋敷1番1号先から 黒川郡大郷町羽生字中の町19番1号先まで
市道港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番1号先(南西角)まで
市道港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番1号先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
市道港道路ふ頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先(南東角)まで 仙台市宮城野区港三丁目1番1号先(南東角)まで

臨港道路ふ頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで
臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目29先から 仙台市宮城野区港一丁目34先まで
港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神8番6先から 石巻市三河町8番3先まで
港湾道路東一号線	石巻市三河町8番3先から 石巻市塩見町4番4先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目24番先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで
臨港道路区画10号線	仙台市宮城野区港四丁目246番12先から 仙台市宮城野区港四丁目24番先まで

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○宮城県公安委員会規則第4号

火薬類取締法施行細則を次のように定める。

令和2年3月27日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

火薬類取締法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(不許可の通知)

第2条 法第50条の2第1項の規定を受ける火薬類（以下「猟銃用火薬類等」という。）について法第17条第2項の規定による譲渡若しくは譲受けの不許可、法第24条第2項の規定による輸入の不許可又は法第25条第2項の規定による消費の不許可は、不許可（譲渡・譲受け・輸入・消費）通知書（別記様式第1号）を交付して行うものとする。

(許可の取消しの通知)

第3条 猟銃用火薬類等についての法第17条第3項の規定による譲渡若しくは譲受けの許可の取消し又は法第25条第3項の規定による消費の許可の取消しは、火薬類（譲渡・譲受け・消費）許可取消通知書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

第 号

不許可 (譲渡・譲受け・輸入・消費) 通知書

住 所

氏 名

生年月日

年 月 日 ( 歳)

年 月 日付けで申請のあった銃銃用火薬類等の

譲渡  
譲受け  
輸入  
消費

については、下記の原因によりこれを許可しないので通知する。

記

許可しない理由

年 月 日

宮城県公安委員会 印

備考 1 不要の文字は、＝で消去すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対し審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として(訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第2号 (第3条関係)

第 年 月 日 号

殿

宮城県公安委員会 函

火薬類 (譲渡・譲受け・消費) 許可取消通知書

火薬類取締法 (昭和25年法律第149号) 第17条第3項の規定により、下記のとおり火薬類 (譲渡・譲受け・消費) の許可を取り消すので通知する。

記

火薬類 (譲渡・譲受け・消費) 許可証	番号	
	交付年月日	年 月 日
本籍・住所・氏名・生年月日	交付者	
	本籍	
	住所	
	氏名	
取消しの理由	生年月日	年 月 日生 ( 歳)

備考 1 不要の文字は、—で消去すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮城県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮城県を被告として (訴訟において宮城県を代表する者は宮城県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

○宮城県公安委員会告示第35号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和2年3月27日

宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者 現に技能検定員、教習指導員である者が他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者	令和2年5月11日から 令和2年5月29日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車二種免許及び普通自動車二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和元年、2年度自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の一部科目が免除となる者	令和2年5月11日から 令和2年5月29日まで	仙台市泉区市名坂字 高倉65番地 宮城県運転免許センター
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和2年3月27日（金）から令和2年4月10日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地  
宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

- ア 配布期間  
令和2年3月27日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- イ 配布場所  
宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。  
問い合わせ先の電話番号 022-373-3601

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第10号

一般国道398号雄勝1号事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。  
令和2年3月27日

宮城県収用委員会

1 送達すべき書類

令和2年3月23日付け収収号外通知文

令和2年3月18日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

(亡) 杉山清子の相続人 住所及び常居所不明